

〈東文研・ASNET共催セミナー〉

# 戦後初期における中華民国の対日 船舶賠償請求 (1945-1952)

*China Demands Reparation for Shipping Losses  
from Japan after World War II*

日中戦争の時期、少なくとも123隻、総トン数215,998トンの中国籍汽船が日本軍によって拿捕、また略奪されたと言われる。1945年に太平洋戦争が終結した後、中華民国国民政府は民間海運業者の請求に応じて、戦時中に押収された船舶の賠償と帰還を日本に要求してきた。1946年7月に極東委員会は略奪物帰還政策 (Restitution of Looted Property Policy) を採択し、日本に略奪された連合国側の船舶が直ちに各国に返還されるべきだと決めた。しかし、賠償問題をめぐって連合国メンバーの間に意見の対立が顕著であったため、賠償作業は1949年中華民国政府が大陸から撤退するまでうまく進展しなかった。他方、船舶の返還に関しては、賠償作業よりも順調に進んだ。1949年までに、戦時中に略奪された船舶の大部分は中国側に返還された。対日船舶賠償と帰還をめぐる国民政府の対応から見れば、戦後賠償問題における国府の態度が、通説のように「以德報怨」(徳を以て怨みに報いる) という文脈だけでは十分に説明できなくなり、国府はむしろ自国とその民間海運業者の権利を獲得することに力を入れてきたと窺える。しかし、冷戦初期におけるアメリカの極東戦略の転換で、国府の努力はついに水の泡と化した。

- ◆ 日時： 2017年1月18日(水) 17:00-18:00
- ◆ 報告者： 蕭明禮氏(東京大学 総合文化研究科・客員研究員)
- ◆ コメント： 谷垣真理子氏(東京大学 総合文化研究科・教授)
- ◆ 会場： 東京大学 本郷キャンパス内 東洋文化研究所 1F ロビー

※ 報告は日本語で行われます。



東京大学  
日本・アジアに関する教育研究ネットワーク  
Network for Education and Research on Asia

